

0～2 歳児対象

令和 8 年度

小規模保育園入園手続きのご案内

小規模保育園こどもみらいねっかが、令和 8 年 9 月 1 日新たにオープンします。小規模保育園は 0～2 歳児を対象とした保育園です。

入園までの流れ	
項目	期日
① 申込書類配布開始 ダウンロード又は子育て支援課窓口	6 月 26 日 (金)
② 入園申込書類を子育て支援課に提出	7 月 1 日 (水) ~ 7 月 17 日 (金)
③ 書類審査・選考	7 月下旬
④ 結果通知	8 月上旬
⑤ 入園手続き	8 月中
⑥ 利用開始	9 月 1 日 (火) ~


ご不明な点がございましたら、
遠慮なくお問合せください。

鏡野町子育て支援課

鏡野町竹田 660 番地

TEL (0868) 54-2991

FAX (0868) 54-2891

 小規模保育園の入園は
鏡野町ホームページもご覧
ください。



1. 利用できる方

- ① 世帯の状況・・・次のどちらにも当てはまる方
- ★ 入園希望日（令和8年9月～令和9年3月までの各月1日）に鏡野町に住所があること
 - ★ 保護者が保育を必要としていること（仕事・出産・求職中など）

②利用できる年齢

区分	生年月日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 生まれ
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日 生まれ
0歳児	令和7年4月2日以降 生まれ (入園希望日の前月に満7か月以上になっていること)

2. 小規模保育園こどもみらいねっこの概要

- ① 運営 一般社団法人こどもみらい機構
- ② 所在地 鏡野町下森原 290-1 (旧鶴喜保育園施設)
- ③ 電話番号 準備中
- ④ 利用定員 12人
(実際の受入れは配置する保育士の人数等により調整することがあります)
- ⑤ 開園曜日 平日の月曜日～金曜日
- ⑥ 保育時間 月～金

項目		時間
開園時間		7:30～18:00
認定	保育標準時間	8:00～17:30 延長保育 7:30～7:59 17:31～18:00
	保育短時間	8:00～16:00 延長保育 7:30～7:59 16:01～18:00

📌 認定ごとの保育時間は、「6. 保育時間の認定」を参照

3. 入園申込み提出書類

受付期間 令和8年7月1日(水)～7月17日(金)

- ⚠️ 書類をすべて整えて提出してください。
未記入、不足などは、書類審査・選考に進めないのをご注意ください。



(1) 入園申込みに必要な書類は次の①～⑤です。

- ①支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園入園申込書（児童ごとに1部作成）
- ②児童状況票（児童ごとに1部作成）
- ③入園申込確認書（世帯で1部作成）
- ④保育を必要とする事由を証明する書類（保護者ごとに1部作成） →(2)を参照
- ⑤個人番号申出書（該当者のみ、保護者ごとに1部作成）

👉 入園申込書類ダウンロードはこちらから

📌 令和8年1月1日時点で鏡野町に住民登録がない方

【きょうだいで申し込む場合】

- ・きょうだいの書類はまとめて提出してください。
- ・申込みする最年長のお子さんの書類に③④（該当者のみ⑤）を添付してください。
- ・申込みする2人目以降の入園申込書右上に申込み最年長児の氏名を記入してください。

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする事由 (保護者の状況)	必要書類
就労(就労予定を含む) (雇用、自営業、農業に従事)	・ 就労証明書(勤務先に作成を依頼してください) 事業所によっては作成に時間がかかる場合があります。
妊娠・出産	・ 出産・病気等・就学申立書および介護(看護)申立書 ・ 母子手帳の写し等(保護者名と分娩予定日記載の部分)
保護者の疾病・障害	・ 出産・病気等・就学申立書および介護(看護)申立書 いずれか該当する方 ・ 医師の意見書、診断書など ・ 身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(介護認定を受けている方)等の写し
親族の介護、看護	・ 出産・病気等・就学申立書および介護(看護)申立書 ・ 身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(介護認定を受けている方)等の写し
災害復旧	・ リ災証明書
求職活動(起業準備含む)	・ 求職活動状況申立書
保護者の就学 (通学予定を含む)	・ 出産・病気等・就学申立書および介護(看護)申立書 ・ 在学証明書等(在学を証明できるもの)
育児休業中	・ 就労証明書(産休・育休期間、復職予定日等を記載)
その他	・ 状況を証するために必要な書類

※記載内容は、必要に応じて事業所等に確認させていただく場合があります。

4. 書類審査・選考・結果通知

受付期間終了後、提出された書類により直ちに審査し、鏡野町保育園等入園選考基準に基づき選考します。入園決定は、申込みの先着順ではありません。

受け入れ可能人数を超えた場合は、希望に添えないことがあります。

結果(入園決定又は入園保留)通知は、令和8年8月上旬に発送予定です。

5. 申込みの重要な注意点

次の点について、あらかじめご理解の上でお申し込みください。

✦ 広域保育を申込み中的の方

他市町村の保育園(広域保育)申込み中的の方は、小規模保育園の申込みを行う前に、辞退手続き(辞退届の提出)が必要です。

✦ 町内保育園・こども園で待機されている方

町内保育園・こども園で入園をお待ちの方も申込みできます。この場合、今回お申し込みいただいた「希望する施設名」欄に記載された園において、改めて待機順位が決まります。

✦ 育児休業中の方

育児休業中の方は、園の受け入れができる場合に限り、利用することができます。この場合の利用時間は、保育短時間(6. 保育時間の認定を参照)です。

✦ 特別な配慮が必要なお子さんについて

お子さんのからだや発達に気がかりな点があったり、健診や医療機関で指摘されたこ

とがある場合は、入園申込みの前に子育て支援課にご相談ください。

6. 保育時間の認定

保育園の利用時間は、保護者の「保育を必要とする事由」に基づき、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分され、保育料にも反映されます。

保護者（父母等）の認定区分が異なる場合は、短い方（保育短時間）が適用されます。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
就労	月 120 時間以上の勤務	月 48 時間以上～120 時間未満の勤務
妊娠・出産	出産前後の方	（期間により調整あり）
保護者の疾病・障がい	長期の治療・療養が必要な場合	状態に応じて判断
親族の介護・看護	常時の付き添いが必要な場合	状況に応じて判断
災害復旧	被災により保育が困難な場合	状況に応じて判断
求職活動	—	認定期間内に職探しをする方
就学	職業訓練や大学等に通学の方	状況に応じて判断
育児休業	—	既に園を利用中の児童の継続利用

よくあるご質問

Q. 勤務時間が変わったら変更できますか？

A. はい、変更可能です。就労時間や雇用形態が変わった場合は、速やかに申請をお願いします。状況に応じて「標準」から「短時間」（またはその逆）に、変更の手続きを行います。

Q. 急に残業になったときはどうすればいい？

A. 延長保育の枠組みで対応可能です。お困りの際は、保育園にご相談ください。

7. 利用料金等

園の利用には、保育料、教材費、行事費などの料金の保護者負担があります。

保育料は、保育時間（標準・短時間）や世帯の税額により変わります。

鏡野町ホームページでご確認ください。🔗



8. 鏡野町の入園選考基準

鏡野町の入園選考基準は、鏡野町ホームページでご確認ください。🔗

